市道	西５区５６号線	西区井口三丁目721番地27地先から 西区井口三丁目721番地14地先まで	旧	メートル ５．８０ ～ ６．００	メートル ３７．２０
			新	メートル ６．００ ～ ６．００	メートル ３７．２０

広島市告示（西区）第１３号

平成２６年２月７日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月７日から同年２月２１日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西５区５６号線	西区井口三丁目721番地27地先から 西区井口三丁目721番地14地先まで	平成２６年２月７日

広島市告示（西区）第１４号

平成２６年２月１０日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（西区）第１５号

平成２６年２月１３日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月１３日から同年２月２７日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西５区５７号線	西区井口鈴が台三丁目83番地29地先から 西区井口鈴が台三丁目83番地28地先まで	旧	メートル ６．００ ～ １１．００	メートル ７６．５０
			新	メートル ６．００ ～ ２３．００	メートル ７６．５０

広島市告示（西区）第１６号

平成２６年２月１３日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月１３日から同年２月２７日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西５区５７号線	西区井口鈴が台三丁目83番地29地先から 西区井口鈴が台三丁目83番地28地先まで	平成２６年２月１３日

広島市告示（西区）第１７号

平成２６年２月１３日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２６年２月１３日から同年２月２７日まで，広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	Ｋ４－Ｄ－４６５－５－３号水路	己斐東一丁目　２１番地先から １９番１地先まで
水路	Ｋ４－Ｄ－４６５－５－５号水路	己斐東一丁目　１８番３地先から １６番１地先まで
水路	Ｋ４－Ｄ－４６５－５－６号水路	己斐東一丁目　１６番１地先から １６番１地先まで
水路	Ｋ４－Ｄ－４６５－５－７号水路	己斐東一丁目　１５番１地先から １４番地先まで

広島市告示（西区）第１８号

平成２６年２月１７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（西区）第１９号

平成２６年２月１９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（西区）第２０号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ２ ５ 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２６年2月２５日から同年3月１１日まで，広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松 井 一 實

区分	路 線 名 等	所 在（起点及び終点）
里道	西３区Ｄ－４６５－４－２号里道	己斐東一丁目１３番地先から１３番地先まで
里道	西３区２３８号里道	己斐東一丁目１３番地先から１３番地先まで

広島市告示（西区）第２１号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ２ ５ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松 井 一 實

広島市告示（西区）第２２号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ２ ６ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松 井 一 實

広島市告示（西区）第２３号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ２ ６ 日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，２月２４日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松 井 一 實

別紙　略

広島市告示（西区）第２４号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ２ ７ 日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年2月２７日から同年3月１３日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松 井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西５区32号線	西区井口一丁目1943番５地先から西区井口一丁目1943番５地先まで	旧	メートル１５．６０～１９．００	メートル１６．２９
			新	メートル１５．６０～１９．００	メートル１６．２９

広島市告示（西区）第２５号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ２ ７ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松 井 一 實

広島市告示（西区）第２６号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ２ ７ 日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，２月２６日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松 井 一 實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第１０号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ４ 日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２６年１月２１日，平成２６年１月３１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　松 井 一 實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第１１号

平 成 ２ ６ 年 ２ 月 ５ 日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月５日から同年２月１９日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市道	安佐南２区６１５号線	広島市安佐南区高取北一丁目２０９番地３地先から広島市安佐南区高取北一丁目２番地４地先まで	旧	15.00～25.60	19.70
			新	15.00～22.60	19.70

広島市告示（安佐南区）第１２号

平成２６年２月５日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月５日から同年２月１９日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南２区６１５号線	広島市安佐南区高取北一丁目２０９番地３地先から広島市安佐南区高取北一丁目２番地４地先まで	平成２６年２月５日

広島市告示（安佐南区）第１３号

平成２６年２月７日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月７日から同年２月２１日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市道	安佐南１区３６７号線	広島市安佐南区川内四丁目１７１番地１地先から広島市安佐南区川内四丁目１７１番地３地先まで	旧	2.95～3.05	22.52
			新	3.48～3.58	22.52

広島市告示（安佐南区）第１４号

平成２６年２月７日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月７日から同年２月２１日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南１区３６７号線	広島市安佐南区川内四丁目１７１番地１地先から広島市安佐南区川内四丁目１７１番地３地先まで	平成２６年２月７日

広島市告示（安佐南区）第１５号

平成２６年２月７日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月７日から同年２月２１日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市道	安佐南４区２４７号線	広島市安佐南区長楽寺二丁目１０８０番地２７０地先から広島市安佐南区高取南三丁目１０８０番地３２地先まで	旧	2.75～5.37	35.35
			新	4.30～6.57	35.35

広島市告示（安佐南区）第１６号

平成２６年２月７日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月７日から同年２月２１日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南４区２４７号線	広島市安佐南区長楽寺二丁目１０８０番地２７０地先から広島市安佐南区高取南三丁目１０８０番地３２地先まで	平成２６年２月７日

広島市告示（安佐南区）第１７号

平成２６年２月１８日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月１８日から同年３月４日まで

広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市道	安佐南1区134号線	広島市安佐南区緑井八丁目871番地2地先から広島市安佐南区緑井八丁目871番地1地先まで	旧	3.00～4.20	29.75
			新	3.50～5.20	29.75

広島市告示（安佐南区）第18号

平成26年2月18日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成26年2月18日から同年3月4日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区134号線	広島市安佐南区緑井八丁目871番地2地先から広島市安佐南区緑井八丁目871番地1地先まで	平成26年2月18日

広島市告示（安佐南区）第19号

平成26年2月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第30号
2　指定年月日　平成26年2月18日
3　道路の位置　広島市安佐南区祇園七丁目146番4，147番8，147番8地先里道・水路，149番9，185番4の一部，185番4地先里道・水路，185番9の一部，188番2及び190番4の一部
4　幅員及び延長　幅員　4.00m
延長　78.91m

広島市告示（安佐南区）第20号

平成26年2月20日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成26年2月7日，2月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第21号

平成26年2月26日

平成26年第1回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長　松　井　一　實

招集日時　平成26年3月6日（木）午後4時
招集場所　佐東公民館　第1研修室
議事日程　日程第1　会期の決定について
日程第2　平成26年度緑井財産区会計歳入歳出予算について

広島市告示（安佐北区）第9号

平成26年1月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき，地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体として，下記のとおり認可しました。

広島市長　松　井　一　實

記

1　名　称
長沢自治会
2　規約に定める目的
この会は，地域住民の親睦を図り，自主的な共同活動によって住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等を行い，住みよい地域づくりを推進することを目的とする。
3　区　域
広島市安佐北区安佐町大字久地6236番地から6583番地までの区域
4　事務所
広島市安佐北区安佐町大字久地6479番地4
5　代表者の氏名，住所
藤井　正則
広島市安佐北区安佐町大字久地6360番地
6　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無
7　代理人の有無
無
8　解散事由
無
9　認可年月日

平成２６年１月３１日

広島市告示（安佐北区）第１０号

平　成　２６　年　２　月　６　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１５年９月５日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋五区町内会（代表者　笠野　道也）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入六丁目２８番５７－６号	広島市安佐北区三入六丁目２８番３５号
代表者の氏名住所	笠野　道也 広島市安佐北区三入六丁目２８番５７－６号	土居　尚之 広島市安佐北区三入六丁目２８番３５号

広島市告示（安佐北区）第１１号

平　成　２６　年　２　月　６　日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２０条第１項本文の規定により，堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立しましたので，同条第６項の規定に基づき，公示します。

その関係図面は，安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　兼用区間の河川及び管理施設の名称並びに路線の名称

河川及び管理施設の名称	路線名	兼用区間
太田川水系根谷川右岸堤防	市道 安佐北３区８７号線	広島市安佐北区可部三丁目３番４地先から 広島市安佐北区可部三丁目８番１地先まで
太田川水系根谷川左岸堤防	市道 安佐北３区８７号線	広島市安佐北区可部町大字上原字寺山６３４番１地先から 広島市安佐北区可部東五丁目１４０番１地先まで

２　道路管理者の行う管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。），路肩，道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。），改築，維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で，当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

３　管理の期間

平成２６年２月６日から道路の存続する日まで

広島市告示（安佐北区）第１２号

平　成　２６　年　２　月　６　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月６日から平成２６年２月２０日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北３区８７号線	安佐北区可部三丁目３番４地先から安佐北区可部東五丁目１２７番１地先まで	旧	２．１０～６．００	８１５．９１
			新	２．２０～５．００	８５．９９
			新	３．００～２０．００	８５３．５０

広島市告示（安佐北区）第１３号

平　成　２６　年　２　月　６　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月６日から平成２６年２月２０日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北３区８７号線	安佐北区可部三丁目３番４地先から安佐北区可部東五丁目１２７番１地先まで	平成２６年２月６日

広島市告示（安佐北区）第１４号

平　成　２６　年　２　月　７　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１．指定番号　　第１４号

２．指定年月日　　平成２６年２月７日

３．道路の位置　　広島市安佐北区三入南二丁目１７４５番１，１７４６番１，１７４９番１の各一部

４．幅員及び延長　幅員　　４．２０メートル

延長　　３６．９７メートル

広島市告示（安佐北区）第15号

平 成 26 年 2 月 14 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき，平成23年2月23日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した勝木ハイツ自治会（代表者　平賀　武雄）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

1　変更があった事項

　事務所及び代表者の氏名住所

2　変更の内容

	旧	新
事 務 所	広島市安佐北区可部町勝木1686番地4	広島市安佐北区可部町勝木1682番地41
代表者の氏名住所	平賀　武雄 広島市安佐北区可部町勝木1686番地4	岩崎　和徳 広島市安佐北区可部町勝木1682番地41

広島市告示（安佐北区）第16号

平 成 26 年 2 月 21 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（安佐北区）第17号

平 成 26 年 2 月 21 日

可部駅東口駐輪場，可部駅西口北側駐輪場，可部駅西口南側駐輪場，上深川駅駐輪場，玖村駅駐輪場及び安芸矢口駅前駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成26年2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第18号

平 成 26 年 2 月 24 日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成26年2月24日から同年3月10日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北2区712号線	安佐北区深川町字青木119番1地先から安佐北区深川町字青木136番1地先まで	旧	4．10～8．10	71．10
			新	8．10～11．70	
市道	安佐北2区712号線	安佐北区深川町字青木3756番1地先から安佐北区深川町字青木3757番1地先まで	旧	5．40～8．60	49．60
			新	8．40～8．60	

広島市告示（安佐北区）第19号

平 成 26 年 2 月 24 日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成26年2月24日から同年3月10日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北2区712号線	安佐北区深川町字青木119番1地先から安佐北区深川町字青木136番1地先まで	平成26年2月24日
市道	安佐北2区712号線	安佐北区深川町字青木3756番1地先から安佐北区深川町字青木3757番1地先まで	平成26年2月24日

広島市告示（安佐北区）第20号

平 成 26 年 2 月 26 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき，平成8年1月5日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中岩上町内会（代表者　神田　正典）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

1　変更があった事項

　事務所及び代表者の氏名住所

2　変更の内容

	旧	新
事 務 所	広島市安佐北区落合南二丁目23番19号	広島市安佐北区落合南二丁目34番5号
代表者の氏名住所	神田　正典 広島市安佐北区落合南二丁目23番19号	竹内　静紘 広島市安佐北区落合南二丁目34番5号

広島市告示（安芸区）第13号

平 成 26 年 2 月 3 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２６年２月３日から２月１７日まで，広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路　線　名　等	所　在（起点及び終点）
里道	安芸１区1063号里道	上瀬野町1833番地先から 上瀬野町1831番２地先まで
里道	安芸１区Ｇ-50-54-6 号里道	上瀬野町1831番２地先から 上瀬野町1829番地先まで

広島市告示（安芸区）第１４号

平　成　２６　年　２　月　３　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成２６年２月３日から２月１７日まで，広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

新旧	区分	路　線　名　等	所　在（起点及び終点）
新	里道	安芸１区1011号里道	上瀬野町1826番地先から 上瀬野町1829番地先まで
旧	里道	安芸１区1011号里道	上瀬野町1826番地先から 上瀬野町1829番地先まで

広島市告示（安芸区）第１５号

平　成　２６　年　２　月　６　日

道路の区域を次のように決定したので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月６日から平成２６年２月２０日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路　線　名	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	安芸１区 平原線	メートル 14.00 ～ 154.00	メートル 570.00

広島市告示（安芸区）第１６号

平　成　２６　年　２　月　１８　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安芸区）第１７号

平　成　２６　年　２　月　１８　日

安芸区駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の車両については，２月１４日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない車両については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（佐伯区）第１４号

平　成　２６　年　２　月　３　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２６年２月３日から平成２６年２月１７日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路種類	路線名	供　用　開　始	供用開始の期日
市道	佐伯１区401号線	佐伯区五日市町大字上河内字馬場１８６番地１地先から 佐伯区五日市町大字上河内字馬場１８０番地２地先まで	平成２６年２月３日

広島市告示（佐伯区）第１５号

平　成　２６　年　２　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１６号

平　成　２６　年　２　月　４　日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２６年２月３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第17号

平成26年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第18号

平成26年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第19号

平成26年2月14日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成26年2月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松井一實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第20号

平成26年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第21号

平成26年2月17日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成26年2月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松井一實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第22号

平成26年2月21日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成26年2月21日から平成26年3月7日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯4区318号線	佐伯区五日市中央五丁目901番地28地先から佐伯区五日市中央五丁目901番地29地先まで	旧	メートル 2.45 ～ 2.62	メートル 21.53
			新	メートル 3.20 ～ 3.37	メートル 21.53

広島市告示（佐伯区）第23号

平成26年2月21日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成26年2月21日から平成26年3月7日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯4区318号線	佐伯区五日市中央五丁目901番地28地先から佐伯区五日市中央五丁目901番地29地先まで	平成26年2月21日

広島市告示（佐伯区）第24号

平成26年2月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第２５号

平　成　２６　年　２　月　２４　日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２６年２月２１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第２６号

平　成　２６　年　２　月　２６　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第２７号

平　成　２６　年　２　月　２７　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

区告示

広島市中区告示第１号

平成２６年２月５日

下記の者について，住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により職権で処理をしたので，同条第４項の規定により公示する。

広島市中区長　　城　　一　博

記

氏　　名	住民票上の住所	職権処理の内容
山口　　誠	羽衣町１７番４号	消　除
山本　伸二	吉島東二丁目１６番１０号	消　除

広島市南区告示第１号

平成２６年２月２４日

下記の者について，住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により職権で処理をしたので，同条第４項の規定により公示する。

広島市南区長　　住　田　雄　二

記

氏　　名	住民票の住所	職権処理の内容
上田　和夫	広島市南区宇品東六丁目１番６１号	消　除
池脇　弘司	広島市南区宇品東七丁目２番２３号	消　除
濱田　英雅	広島市南区東雲二丁目１５番３７－３１１号　エステート１８	消　除
土田　敏雄	広島市南区東雲本町二丁目５番２０－６０２号	消　除
大原　由美子	広島市南区段原三丁目２０番３－６０１号	消　除
大原　行太	広島市南区段原三丁目２０番３－６０１号	消　除

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第１号

平　成　２６　年　２　月　１４　日

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１１条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年１月１日現在により調製の広島市農業委員会委員選挙人名簿を，次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市選挙管理委員会
委員長　　二　國　則　昭

１　期間等

平成２６年２月２３日から３月９日の午前８時３０分から午後５時まで

２　場所

第１選挙区　　広島市東区東蟹屋町９番３８号　東区役所内
広島市東区選挙管理委員会事務局
（ただし，東区内に住所を有する選挙人の名簿に限る。）
広島市南区皆実町一丁目５番４４号　南区役所内
広島市南区選挙管理委員会事務局
（ただし，南区内に住所を有する選挙人の名簿に限る。）
広島市西区福島町二丁目２番１号　西区役所内
広島市西区選挙管理委員会事務局

（ただし，中区及び西区内に住所を有する選挙人の名簿に限る。）

第２選挙区及び第３選挙区　広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号　安佐南区役所内
広島市安佐南区選挙管理委員会事務局

第４選挙区から第６選挙区　広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号　安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

第７選挙区　広島市安芸区船越南三丁目４番３６号　安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局

第８選挙区　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号　佐伯区役所内
広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所は，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法(昭和２５年法律第１００号)第３９条の規定により，次の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

投票区名	投票所施設名	所在地
中島	広島市中区役所３階第５会議室	広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
江波	広島市立江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目２番５３号

広島市中区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて準用される公職選挙法第３９条（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）の規定により，次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

期日前投票所開設場所	所在地
広島市中区役所３階第５会議室	広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号

広島市中区選挙管理委員会告示第３号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所を閉じる時刻を，漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第６条第２項の規定により，次のとおり繰上げます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
中島	広島市中区役所３階第５会議室	午後６時００分
江波	広島市立江波小学校体育館	午後６時００分

広島市中区選挙管理委員会告示第４号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３７条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

次のとおり　略

広島市中区選挙管理委員会告示第５号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第２項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第３７条第２項（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令(昭和２５年政令第８９号)第２４条第１項の規定により，別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

別紙　略

広島市中区選挙管理委員会告示第６号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票の場所及び日時を，漁業法（昭和２４年法第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法

律第１００号）第６３条及び第６５条の規定により，次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

１　場　所　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
　　広島市中区役所３階第２会議室
２　日　時　平成２６年１月３０日　　午後７時開始

広島市中区選挙管理委員会告示第７号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６１条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６７条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

次のとおり　略

広島市中区選挙管理委員会告示第８号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票に関し，候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が１０人を超えるときのくじを行う場所及び日時を，次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

１　場　所　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
　　広島市中区役所２階第１会議室
２　日　時　平成２６年１月２７日　午後５時２０分

広島市中区選挙管理委員会告示第９号

平　成　２　６　年　２　月　２　０　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年３月２日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

１　場　所　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
　　広島市中区役所内　広島市中区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第１０号

平　成　２　６　年　２　月　２　０　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

１　場　所　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
　　広島市中区役所内　広島市中区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２　６　年　２　月　２　０　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により平成２６年３月２日において，選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長　前　川　秀　雅

１　場　所　広島市東区東蟹屋町９番３８号
　　広島市東区役所内　広島市東区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２　６　年　２　月　２　０　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長　前　川　秀　雅

１　場　所　広島市東区東蟹屋町９番３８号
　　広島市東区役所内　広島市東区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所は，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法(昭和２５年法律第１００号）第３９条の規定により，次の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　　大　原　貞　夫

投票区名	投票所施設名	所　　在　　地
向　洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町５番１６号
仁　保	柞木会館	広島市南区仁保三丁目２番８号
楠　那	楠那公民館	広島市南区楠那町７番１０号
宇　品	宇品老人いこいの家	広島市南区宇品御幸四丁目１２番１３号
似　島	似島集会所	広島市南区似島町字家下７５２番地の７４

広島市南区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて準用される公職選挙法第３９条（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）の規定により，次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　　大　原　貞　夫

期日前投票所開設場所	所　　在　　地
広島市南区役所４階作業室	広島市南区皆実町一丁目５番４４号

広島市南区選挙管理委員会告示第３号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所を閉じる時刻を，漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第６条第２項の規定により，次のとおりそれぞれ繰上げます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　　大　原　貞　夫

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
向　洋	向洋集会所	午後６時
仁　保	柞木会館	午後６時
楠　那	楠那公民館	午後６時
宇　品	宇品老人いこいの家	午後６時
似　島	似島集会所	午後５時

広島市南区選挙管理委員会告示第４号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３７条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　　大　原　貞　夫

別紙　略

広島市南区選挙管理委員会告示第５号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第２項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第３７条第２項（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令(昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　　大　原　貞　夫

別紙　略

広島市南区選挙管理委員会告示第６号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票の場所及び日時を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６３条及び第６５条の規定により，次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　　大　原　貞　夫

１　場　所　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
　　広島市南区役所４階講堂
２　日　時　平成２６年１月３０日（木）　午後７時開始

広島市南区選挙管理委員会告示第７号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選

挙法（昭和２５年法律第１００号）第６１条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６７条第１項の規定により，別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　大　原　貞　夫

別紙　略

広島市南区選挙管理委員会告示第８号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票に関し，候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が１０人を超えるときのくじを行う場所及び日時を，次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　大　原　貞　夫

１　場　所　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
　　広島市南区役所４階講堂
２　日　時　平成２６年１月２７日（月）　午後５時２０分

広島市南区選挙管理委員会告示第９号

平　成　２　６　年　２　月　２　１　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年３月２日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　大　原　貞　夫

１　場　所　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
　　広島市南区役所内　広島市南区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日午前８時３０分から午後５時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第１０号

平　成　２　６　年　２　月　２　１　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　大　原　貞　夫

１　場　所　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
　　広島市南区役所内　広島市南区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日午前８時３０分から午後５時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所は，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３９条の規定により，次の場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

投票区名	投票所施設名	所　在　地
観　音	広島市西区役所２階第１会議室	広島市西区福島町二丁目２番１号
草　津	漁民会館	広島市西区草津南一丁目16番29号
井　口	井口集会所	広島市西区井口二丁目１番４号

広島市西区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所の閉鎖時刻を，漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第６条第２項の規定により，次のとおり繰り上げます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
観　音	広島市西区役所２階第１会議室	午後６時００分
草　津	漁民会館	午後６時００分
井　口	井口集会所	午後６時００分

広島市西区選挙管理委員会告示第３号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３７条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

次のとおり　略

広島市西区選挙管理委員会告示第４号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて準用される公職選挙法第３９条（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）の規定により，次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

期日前投票所開設場所	所　在　地
広島市西区役所２階第１会議室	広島市西区福島町二丁目２番１号

広島市西区選挙管理委員会告示第５号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第２項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第３７条第２項（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令(昭和２５年政令第８９号)第２４条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

次のとおり　略

広島市西区選挙管理委員会告示第６号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の場所及び日時を，漁業法（昭和２４年法第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６３条及び第６５条の規定により，次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

１　場　所　広島市西区福島町二丁目２番１号
　　広島市西区役所４階研修室
２　日　時　平成２６年１月３０日　午後７時開始

広島市西区選挙管理委員会告示第７号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６１条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６７条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

次のとおり　略

広島市西区選挙管理委員会告示第８号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票に関し，候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が１０人を超えるときのくじを行う場所及び日時を，次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

１　場　所　広島市西区福島町二丁目２番１号
　　広島市西区役所４階研修室
２　日　時　平成２６年１月２７日　午後５時２０分

広島市西区選挙管理委員会告示第９号

平　成　２６　年　２　月　１９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年３月２日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

１　場　所　広島市西区福島町二丁目２番１号
　　広島市西区役所内
　　広島市西区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第１０号

平　成　２６　年　２　月　１９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

１　場　所　広島市西区福島町二丁目２番１号
　　広島市西区役所内
　　広島市西区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２　６　年　２　月　１　９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年３月２日において，選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長　渡　部　邦　昭

１　場　所　広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号
　　広島市安佐南区役所内　広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２　６　年　２　月　１　９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長　渡　部　邦　昭

１　場　所　広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号
　　広島市安佐南区役所内　広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３３条第１項の規定により，高南財産区議会議員の任期満了による一般選挙を，次のとおり行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

１　選　挙　期　日　平成２６年２月４日
２　選挙すべき議員の数　７人

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７５条第３項及び公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８０条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

次のとおり　略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第３号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７７条第１項及び第８０条第１項の規定により，次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

１　場　所　広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４
　　広島市安佐北区役所白木出張所会議室
２　日　時　平成２６年２月４日　午後９時００分
　　ただし，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１００条第４項の規定により投票を行わないときは，平成２６年２月４日午後４時３０分に開会する。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第４号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における開票の事務は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７９条第１項の規定により，選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第５号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙おいて，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１９４条の規定により，候補者１人につき選挙運動に関して支出できる金額は，次のとおりです。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

高南財産区議会議員一般選挙　　１，３９８，４００円

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第６号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３７条第２項及び公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

次のとおり　略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第７号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第２項の規定により読み替えて適用される同法第３７条第２項及び公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

次のとおり　略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第８号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における投票所は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３９条の規定により，次の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

投票区名	投票所施設名	所　在　地
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川６３６４番地の１

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第９号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における期日前投票所は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項の規定により読み替えて準用される同法第３９条の規定により，次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

期日前投票所開設場所	所　在　地
広島市安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１０号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１７５条第３項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を，次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

１　場　所　広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号
　　広島市安佐北区役所４階講堂
２　日　時　平成２６年１月３０日　午後５時３０分
　　ただし，公職選挙法第８６条の４第５項の規定による届出があった場合は，次のとおり改めて行う。
　⑴　場　所　広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号
　　広島市安佐北区役所４階講堂
　⑵　日　時　平成２６年２月２日　午後５時３０分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１１号

平　成　２　６　年　２　月　５　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙において，当選した者の住所及び氏名は，次のとおりです。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

広島市安佐北区白木町大字市川１８２２番地の３	片瀬　孝二
広島市安佐北区白木町大字秋山２１８３番地	河野　正美
広島市安佐北区白木町大字秋山２５３４番地	大木　昭
広島市安佐北区白木町大字秋山２７１９番地の２	米丸　敏男
広島市安佐北区白木町大字市川６３９６番地の２	西広　寿成
広島市安佐北区白木町大字市川１６７６番地の１０	西浦　巖
広島市安佐北区白木町大字有留３２１７番地４	伊藤　和信

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１２号

平　成　２　６　年　２　月　２　１　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年３月２日において，選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

１　場　所
　広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号
　広島市安佐北区役所内

広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
２　期間等
平成２６年３月３日から３月７日までの５日間
午前８時３０分から午後５時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１３号

平　成　２６　年　２　月　２１　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

１　場　所
広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
２　期間等
平成２６年３月３日から３月７日までの５日間
午前８時３０分から午後５時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１４号

平　成　２６　年　２　月　２１　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２６８条において適用することとされた同法第１９２条第１項の規定に基づき，平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨を別紙のとおり公表します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

（　別　紙　）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類
平成２６年２月４日執行　高南財産区議会議員一般選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
（法定選挙運動費用額）　１，３９８，４００円
３　報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	出納責任者氏名	期間	収入	支出	報告書受理年月日
片瀬孝二	無所属	片瀬孝二	1月３０日から2月　4日まで第１回分	０円	０円	平成２６年2月　5日
河野正美	無所属	河野正美	1月３０日から2月　4日まで第１回分	０円	０円	平成２６年2月　5日
大木昭	無所属	大木昭	1月３０日から2月　4日まで第１回分	０円	０円	平成２６年2月　5日
米丸敏男	無所属	米丸敏男	1月３０日から2月　4日まで第１回分	０円	０円	平成２６年2月　5日
西広寿成	無所属	西広寿成	1月３０日から2月　4日まで第１回分	０円	０円	平成２６年2月　5日
西浦巌	無所属	西浦巌	1月３０日から2月　4日まで第１回分	０円	０円	平成２６年2月　5日
伊藤和信	無所属	伊藤和信	1月３０日から2月　4日まで第１回分	０円	０円	平成２６年2月　5日

広島市安芸区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所は，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法(昭和２５年法律第１００号)第３９条の規定により，次の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

投票区名	投票所施設名	所　在　地
船　越	広島市安芸区役所３階第１会議室	広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
矢　野	矢野漁業協同組合	広島市安芸区矢野西一丁目４３番１３号

広島市安芸区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて準用される公職選挙法第３９条（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）の規定により，次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

期日前投票所開設場所	所　在　地
広島市安芸区役所３階第１会議室	広島市安芸区船越南三丁目４番３６号

広島市安芸区選挙管理委員会告示第３号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所の開閉時刻を，漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第６条第２項の規定により，次のとおりそれぞれ繰り上げ又は繰り下げます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
船　越	広島市安芸区役所３階第１会議室	午前８時００分	午後３時００分
矢　野	矢野漁業協同組合	午前８時００分	午後３時００分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第４号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３７条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

別紙　略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第５号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第２項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第３７条第２項（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令(昭和２５年政令第８９号)第２４条第１項の規定により，別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

別紙　略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第６号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票の場所及び日時を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６３条及び第６５条の規定により，次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

１　場　所　広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
　　広島市安芸区役所５階講堂
２　日　時　平成２６年１月３０日　午後７時開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第７号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６１条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６７条第１項の規定により，別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

別紙　略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第８号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票に関し，候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が１０人を超えるときのくじを行う場所及び日時を，次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

１　場　所　広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
　　広島市安芸区役所５階講堂
２　日　時　平成２６年１月２７日　午後５時２０分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第９号

平　成　２６　年　２　月　２５　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年３月２日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

１　場　所　広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
　　広島市安芸区役所内
　　広島市安芸区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から同月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第１０号

平　成　２６　年　２　月　２５　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項

の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

１　場　所　広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
　　広島市安芸区役所内
　　広島市安芸区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から同月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第１号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所は，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３９条の規定により，次の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

投票区名	投票所施設名	所　在　地
佐伯投票区	広島市佐伯区役所３階３０１会議室	広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第２号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所は，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて準用される公職選挙法第３９条（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）の規定により，次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

期日前投票所開設場所	所　在　地
広島市佐伯区役所３階３０１会議室	広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第３号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票所の閉じる時刻を，漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第６条第２項の規定により，次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
佐伯投票区	広島市佐伯区役所３階３０１会議室	午前７時００分	午後１時００分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第４号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３７条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９条）第２４条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

次のとおり　略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第５号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を，公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第２項（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第３７条第２項（漁業法第９４条において準用される場合に限る。）及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

次のとおり　略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第６号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票の場所及び日時を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６３条及び第６５条の規定により，次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

１　開票の場所　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
　　広島市佐伯区役所３階３０１会議室
２　開票の日時　平成２６年１月３０日　午後７時開始

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第７号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６１条第２項及び漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第９条において準用する公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６７条第１項の規定により，次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

次のとおり　略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第８号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における開票に関し，候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が１０人を超えるときのくじを行う場所及び日時を，次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

１　場　所　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
　　広島市佐伯区役所３階応接会議室
２　日　時　平成２６年１月２８日　午前９時

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第９号

平　成　２６　年　２　月　１９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２６年３月２日において，選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

１　場　所　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
　　広島市佐伯区役所内　広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から平成２６年３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第１０号

平　成　２６　年　２　月　１９　日

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により，平成２６年３月２日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名，経由領事官の名称，最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には，その者の氏名，経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を，次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

１　場　所　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
　　広島市佐伯区役所内　広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２６年３月３日から平成２６年３月７日までの５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

区選管委員長告示

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第１号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における不在者投票の投票記載場所を，次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　安　村　和　幸

不在者投票の投票記載場所
　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
　広島市中区役所３階第５会議室

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第１号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における不在者投票の投票記載場所を，次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　大　原　貞　夫

不在者投票の投票記載場所　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
　　広島市南区役所４階作業室

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第１号

平　成　２６　年　１　月　２１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における不在者投票の投票記載場所を，次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　爲　末　和　政

不在者投票の投票記載場所
　広島市西区福島町二丁目２番１号
　広島市西区役所２階第１会議室

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第１号

平　成　２　６　年　１　月　３　０　日

平成２６年２月４日執行の高南財産区議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を，次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　秦　　清

不在者投票の投票記載場所
広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４
広島市安佐北区役所白木出張所

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第１号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における不在者投票の投票記載場所を，次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒　井　秀　則

不在者投票の投票記載場所
広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
広島市安芸区役所３階第１会議室

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第１号

平　成　２　６　年　１　月　２　１　日

平成２６年１月３０日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における不在者投票の投票記載場所を，次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

不在者投票の投票記載場所
広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
広島市佐伯区役所３階３０１会議室

教育委員会告示

広島市教育委員会規則第１号

平　成　２　６　年　２　月　１　７　日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長　井　内　康　輝

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和３５年広島市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の⑴の表大塚の項中「沼田町大字伴（」の右に「字釜ヶ谷1564番地６，1564番地９～48，1580番地１，1590番地１，1590番地２，1590番地９，1590番地10，1605番地４，1605番地５，1606番地１～５，1607番地２～５，3899番地２～19，」を加える。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

監査結果公表

広島市監査公表第２号

平成２６年２月３日

広島市監査委員　佐　伯　克　彦
同　井　上　周　子
同　永　田　雅　紀
同　安　達　千代美

平成２５年度包括外部監査人の監査結果に関する報告の公表

地方自治法第２５２条の３７第５項の規定により，包括外部監査人世良敏昭から監査の結果に関する報告の提出があったので，同法第２５２条の３８第３項の規定により，次のとおり公表する。

次のとおり　略

広島市監査公表第３号

平成２６年２月１７日

平成２５年１２月２６日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について，その監査結果を地方自治法第２４２条第４項の規定により，別紙のとおり公表する。

広島市監査委員　佐　伯　克　彦
同　井　上　周　子
同　永　田　雅　紀
同　安　達　千代美

（別紙）

広　監　第　１　２　０　号
平成２６年２月１７日

請求人
広島市安佐南区古市三丁目５番3-604号
渡　邉　俊　幸　様

広島市監査委員　佐　伯　克　彦
同　井　上　周　子
同　永　田　雅　紀
同　安　達　千代美

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成２５年１２月２６日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について，地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第４項の規定により監査を行ったので，その結果を同項の規定に

より次のとおり通知する。

第１　請求の要旨

平成２５年９月２１日，古市橋駅前自転車等駐輪場において整理及び指導業務に従事していた公益社団法人シルバー人材センター従業員が職務時間にも係わらず９時半過ぎより約１０分以上休憩していた。

平成２５年度委託業務名「無料駐輪場指導整理業務」により，平成２５年９月分として９０７，８７２円が平成２５年１１月８日に支払われていた。

広島市委託契約約款第２条では，「委託業務の公共性を認識し，常に善良なる第三者の注意をもって委託業務を行わなければならない。」と記載されているのに従業員は職務時間中に休憩していた。

しかし，広島市安佐南区農林建設部維持管理課主事　森田泰弘氏は，十分な業務の履行確認を行わず９月分の委託料を全額支払っていた。

平成２５年１２月６日に，広島市安佐南区農林建設部維持管理課主事　森田泰弘氏に委託業務に係る時間単価を教えて欲しいと依頼したところ「約２時間で1,６００円の支払い」と回答。

このことから推測すると従業員が休憩していた約１０分以上に相当する委託料は約１３３円となる。

これにより従業員が休憩していたため，本来支払う必要のない約１０分以上に相当する委託料約１３３円が支払われていた。

そのために広島市に損害が生じている。

このため不当な業務委託費の支出により広島市が被った損害を市長に補填させるため，約１３３円の返還を求める。

（事実を証する書面として，次の書類が提出されているが，添付を省略する。）

1　無料駐輪場指導整理業務委託契約書
2　検査員の任命について
3　無料駐輪場指導整理業務９月分委託料支出命令書
4　無料駐輪場指導整理業務９月分実施状況報告書
5　協議録（古市橋駅前駐輪場指導整理員について（事実関係の確認））

第２　請求の受理

本件措置請求は，法第２４２条第１項の所定の要件を具備するものと認め，平成２６年１月７日に，平成２５年１２月２６日付けでこれを受理することを決定した。

第３　監査の実施

１　請求人による陳述等

法第２４２条第６項の規定に基づく陳述は，平成２６年１月８日，請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから，実施しなかった。また，請求人から新たな証拠の提出はなかった。

２　広島市長の意見書の提出等

広島市長に対し，意見書及び関係書類等の提出を求めたところ，平成２６年１月１４日付け広安維第４３５号により意見書が提出された。

なお，法第２４２条第７項の規定に基づく関係職員の陳述は，同年１月９日付けで広島市長から請求人が陳述を希望しない場合，陳述は希望しない旨の回答があったことから，実施しなかった。

意見書の内容は，以下のとおりである。

⑴　広島市の意見の趣旨

本件措置請求は，理由がない。

⑵　広島市の意見の理由

本件措置請求者は，古市橋駅前自転車等駐輪場の整理及び指導等業務に従事していた公益社団法人広島市シルバー人材センターの従業員が，就業時間の９時半過ぎから１０分以上休憩していたので，本来支払う必要のない１０分に相当する委託料の返還を主張しているので，以下，この点に関して述べる。

ア　無料駐輪場指導整理業務について

本市（安佐南区役所）は，本市が管理する安佐南区内の３９か所の自転車等駐輪場（以下「駐輪場」という。）について，美観風致の維持及び駐輪場利用者並びに隣接道路等利用者の安全を確保するために，無料駐輪場指導整理業務を公益社団法人広島市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に委託している。

シルバー人材センターは，３９か所の駐輪場のうち１８か所について，日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日，１２月２９日，１２月３０日，１２月３１日，１月２日及び１月３日以外の日に，駐輪場及び駐輪場の周辺に駐車されている自転車等の整理をし，駐輪場利用者に適正な駐車の指導をするとともに，駐輪場及び駐輪場の周辺に散乱しているごみを分別収拾している。

イ　委託料の支払いについて

本市は，月ごとに該当委託料を支払っている。毎月５日までに前月分の委託業務報告書をシルバー人材センターに提出させその内容を検査し，委託業務が適正に行われていると判断できたものについて支払いを行っている。平成２５年９月分については１０月４日に委託業務報告書の提出を受け，検査を行った後に翌月の１１月８日に支払いが完了している。

ウ　古市橋駅駐輪場の状況

古市橋駅駐輪場（北側），古市橋駅駐輪場（南側）及び古市橋駅前駐輪場（以下この意見書において「古市橋駅駐輪場」という。）の無料駐輪場指導整理業務については，午前７時から１１時までシルバー人材センターの１人の従事者が業務を行っている。古市橋駅駐輪場の１

日当たりの駐車台数は約４００台であり，通勤通学の時間帯である７時から９時までの間は駐車の出入りが集中している。従事者は，この時間帯には３か所の駐輪場の巡回をして駐車の指導及び自転車等の整理整頓等も行っているが，特に古市橋駅駐輪場（北側）については，駐車可能台数が９０台と狭く，出入口が１か所しかない中で最も駅に近いため，駐車しようとする者が集中している。このため，常時駐車指導をしないと通路部分にとめられ通行ができなくなる等駐輪場の利用に支障を生じる状態である。またその後９時以降も３か所の駐輪場を数回巡回して，歩行者等の支障にならないように自転車等の整理整頓及びごみの分別収拾を行っている。

エ　本件措置請求書に対する認否

本件措置請求にかかる平成２５年９月分の委託料の支払いについて，シルバー人材センターから提出された委託業務報告書の記載内容の検査とあわせて，検査前の９月２０日（金）に本市職員が長期放置自転車等の回収の確認作業時に当該駐輪場に出向いた際に駐輪場の美観風致の維持及び駐輪場利用者並びに隣接道路等利用者の安全の確保を確認していることも踏まえ，業務が適正に行われていると判断したものである。なお，古市橋駅駐輪場について９月に委託業務内容にかかる苦情は本市に寄せられておらず，さらにシルバー人材センター及びその従事者からの苦情の報告もない。

これらのことから，本件措置請求書中１１行の「十分な業務の履行確認を行はず」の記述は認められない。

本市の業務委託の目的は，美観風致の維持及び駐輪場利用者並びに隣接道路等利用者の安全を確保することである。

業務を請け負ったシルバー人材センターはこの目的を達成するために従事者に対して，午前７時から１１時まで委託業務内容に定められた駐輪場等の整理，駐輪指導及びごみの分別収拾等を誠実に行わせる業務を負っているが，業務に支障の無い範囲での従事者が行うトイレ，水分補給などのために駐輪場を離れる時間まで制限するものではない。

本件措置請求書中４行から５行にある「九時半過ぎより約十分以上休憩」とあるが，後日，シルバー人材センターが当日の従事者に確認したところ，「水分補給等のため駐輪場を離れた。」とのことであった。従事者にはトイレ，水分補給などを除き不必要に職場を離れることがないよう指導したところである。

午前９時半は，当該駐輪場の自転車整理，駐輪指導を連続しなければ利用に支障を生じる時間を過ぎ，駐輪場を巡回して自転車等の整理整頓及びごみの分別収拾に移行している時間である。また，９月２１日は午前１０時で２５度を超える残暑厳しい日であったことと６０歳以上である従事者の年齢を考慮すれば，従事者が熱中症等に陥らないよう自身の体調管理のため水分補給を行った行為はやむを得ないことであり，そのことにより本来の委託業務の目的達成に支障をきたすものではない。

以上のことから，９月２１日午前９時半から１０分の時間に従事者が行っていた行為は本市の委託業務の目的を阻害することなく，委託業務は適正に行われており，本件措置請求書中１９行にある「其の為に広島市に損害が生じている。」とは認められない。

オ　まとめ

以上のことから，本件は，本市の委託業務を阻害する従事者の行動ではないことから，本件措置請求には理由がない。

3　監査の基本方針

問題となっている委託業務に係る平成２５年９月分の委託料の支出が適正であるかどうか。

4　監査の着眼点

監査の基本方針を踏まえ，以下の着眼点により監査を実施した。

⑴　受託者の従業員が就業時間中に一時的に業務に携わらない行為は，直ちに違法・不当となるのか。

⑵　安佐南区農林建設部維持管理課は，委託料の支払いに当たって，業務履行確認を十分に行ったか。

第４　監査の結果

1　着眼点に基づく監査の実施

⑴　受託者の従業員が就業時間中に一時的に業務に携わらない行為は，直ちに違法・不当となるのか。

請求人は，広島市委託契約約款第２条で「委託業務の公共性を認識し，常に善良なる管理者の注意をもって，委託業務を行わなければならない。」と記載されているのに，従業員は就業時間中である平成２５年９月２１日の午前９時半過ぎから約１０分以上休憩していた旨主張しているので，まず，①本件業務委託契約の目的及びその内容を検討した上で，②受託者の従業員が就業時間中に一時的に業務に携わらない行為が，直ちに違法・不当となるのか判断する。

なお，請求人は，古市橋駅前自転車等駐輪場における従業員の行為を問題としているが，広島市長の意見書に記載されているとおり，JR 古市橋駅（安佐南区古市三丁目３１番１号）周辺には，駅の北側に古市橋駅駐輪場（北側），駅の南側に古市橋駅駐輪場（南側）及び駅の東側に古市橋駅前駐輪場の３か所の自転車等駐輪場があることから，請求人はこれらの３か所の駐輪場をまとめて古市橋駅前自転車等駐輪場と主張したものとして監査を行い，また，問題となっている３か所の駐輪場（以下「本件駐輪場」という。）において業務委託に実際に携わっている者を，以後「従事者」と記載する。

ア　本件業務委託契約の目的及びその内容

問題となっている業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）に係る仕様書によると，委託業務は，美観風致の維持及び公衆に対する危害を防止することを目的として実施されるものであり，その内容は以下のとおりとなっている。

㋐　駐輪場及びその周辺に駐車されている自転車等を歩行者等の支障にならないように整理整頓すること

㋑　駐輪場利用者に対し，適正な駐車を行うよう指導すること

㋒　駐輪場及びその周辺に散乱しているごみを分別収集すること

㋓　安佐南区が行う放置自転車等の撤去業務に協力すること

㋔　放置と非放置に分けた駐車台数の調査を毎月２回実施すること

㋕　駐輪場の清掃を毎月１回実施すること

本件駐輪場の就業体制は，午前７時から午前１１時までの間，従事者（２名が１日交代で１名ずつ業務に従事。）がこれら本件駐輪場を巡回して上記㋐から㋕の業務（以下「本件委託業務」という。）を行っている。

イ　事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類及び法第１９９条第８項の規定に基づき広島市長に対し提出を求めた次表の関係書類並びに同条同項の規定に基づく関係職員への調査により，以下の点が確認された。

（広島市長から次の書類が提出されているが，添付を省略する。）

1　平成２５年度無料駐輪場指導整理業務委託実施伺
2　平成２５年度無料駐輪場指導整理業務委託契約締結（報告）
3　平成２５年度無料駐輪場指導整理業務委託の検査員任命伺
4　無料駐輪場指導整理業務９月分委託料支出命令書
5　無料駐輪場指導整理業務９月分実施状況報告書［広島市委託契約定款に基づきシルバー人材センターから提出］
6　古市橋駅駐輪場従事者調査（１２月２０,２１日）［広島市による従事者からの聞取り調査］
7　古市橋駅駐輪場従事者実態調査［広島市による１月６日実施の現地調査］
8　古市橋駅駐輪場等の位置図

㋐　平成２５年９月２１日午前７時から午前１１時の間，担当の従事者１名が本件委託業務を行ったこと（実施状況報告書，古市橋駅駐輪場従事者調査（１２月２０日，２１日））。

㋑　平成２５年９月２１日を担当した従事者が日常的に作業の合間に休憩していたことを認めたこと（協議録）。

㋒　従事者は２名とも，日常的に午前９時半頃に水分補給を行うところ，平成２５年９月２１日を担当した従事者は，その際，古市橋駅前駐輪場の南東に隣接する安川緑道内のベンチ（当該駐輪場から約４０メートル）に座ることがあること（協議録，古市橋駅駐輪場従事者調査（１２月２０，２１日））。

㋓　平成２５年９月（業務を実施しない日曜日及び休日を除く。）中における本件委託業務に関して，広島市及びシルバー人材センターに苦情が出ていないこと（関係職員への調査）。

㋔　通勤通学の時間帯である午前７時から午前９時までに自転車等の出入りが集中しているため，自転車等の整理及び駐輪指導を間断なく行い，午前９時以降は本件駐輪場を巡回して，自転車等の整理整頓及びごみの分別収集を行っていること（古市橋駅駐輪場従事者調査（１２月２０，２１日），古市橋駅駐輪場従事者実態調査）。

㋕　午前９時３０分頃は，自転車等の整理及び駐輪指導を間断なく行わなければ業務に支障を生じる時間帯ではないこと（古市橋駅駐輪場従事者調査（１２月２０，２１日），古市橋駅駐輪場従事者実態調査）。

ウ　従事者が就業時間中に一時的に業務に携わらない行為は，直ちに違法・不当となるのか。

本件業務委託契約では，美観風致の維持及び公衆に対する危害を防止することが目的となっている。ここで言う「公衆に対する危害を防止する」とは，広島市長が意見書で述べているとおり，「駐輪場利用者及び隣接道路等利用者の安全を確保する」ことと判断できる。

つまり，本件業務委託契約に係る実施要領記載の就業時間である午前７時から午前１１時までの間，美観風致の維持とともに駐輪場利用者及び隣接道路等利用者の安全を確保することが目的で，その達成のため本件委託業務を行うものであり，社会通念上必要と認められる範囲内でトイレ使用や水分補給等の行為を就業時間中に行うことまでも禁止しているものではない。就業時間中に仕様書に記載されている業務内容を実施し，その間，美観風致の維持，駐輪場利用者及び隣接道路等利用者の安全確保がなされていれば業務が適切に履行されたと認められる。

イで確認されたように，従事者が古市橋駅前駐輪場近くの緑道内のベンチで水分補給等を行ったことについては，従事者が目視で古市橋駅前駐輪場の状況確認を行いながら（つまり，業務内容を実施しながら）水分補給を行っていた可能性も否定できず，それをもって直ちに業務を離れたとは言えない。また，仮に本件駐輪場を離れ一時的に業務に携わらなかったとしても，水分補給等については当日の気温等の環境を考慮すれば体調管理のためにやむを得ない行為であること，その行為が自転車等

の整理及び駐輪指導を間断なく行わなければ業務に支障を生じる時間帯に行われたものではなかったこと，短時間であること，平成２５年９月２１日における本件委託業務に関して，広島市及びシルバー人材センターに苦情が出ていないことからすれば，本件委託業務に支障をきたすほどのものではなく，その目的は適切に達成されたと認められる。

よって，本件において，従事者が就業時間中に一時的に業務に携わらなかったとしても，それが違法・不当であるとは言えない。

なお，請求人は，従事者が委託業務の公共性を認識し，常に善良なる第三者の注意をもって委託業務を行わなければならない業務（以下「善管注意義務」という。）に違反していると主張しているので，以下その点について付言する。

民法（明治２９年法律第８９号）第６４４条は「受任者は委任の本旨に従い，善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う」と規定している。

委任の本旨とは，委任の目的に適するように事務を処理することである。また，善良なる管理者の注意とは，行為者の職業や社会的，経済的な地位などに応じて，社会通念上，客観的，一般的に要請される注意の程度であり，その内容はここに判断する必要がある。

本件委託業務において従事者に課されている善管注意義務とは，美観風致の維持並びに駐輪場利用者及び隣接道路等利用者の安全の確保のために，自転車等を歩行者等の支障にならないように整理整頓し，利用者に対して適正な駐車を行うよう指導し，駐輪場及びその周辺に散乱しているごみを分別収集することなどを支障なく行うことである。

平成２５年９月２１日の本件委託業務に関して，広島市及びシルバー人材センターに美観風致の維持や駐輪場利用者等の安全確保に関する苦情が出ていないことから判断すれば，従事者は，善管注意義務に違反したとは言えない。

また，請求人の主張内容から推測すれば，請求人は従事者がいわゆる職務専念義務に違反している旨を主張したかったのではないかとも考えられるため，これについても付言する。

従事者が負う職務専念義務とは，契約により従事者が就業時間中その活動力をもっぱら職務の遂行に集中すべき義務のことであると考えられる。

しかし，これは，従事者が契約に基づきその職務を誠実に履行しなければならないという義務であり，この義務と何ら支障なく両立し，委託業務の目的・内容を具体的に阻害することのない行動は，必ずしも職務専念義務に違背するものではない。そして，それに違背するかどうかは，委託業務の目的・内容や従事者の職務の性質・内容など諸般の事情を勘案して判断されるものである。

前述のとおり，本件委託業務の目的は適切に達成されたと認められることから，一時的に業務を離れることが職務専念義務違反とは言えず，よって，従事者が緑道内のベンチで水分補給等を行ったことは，職務専念義務に違反したとは言えない。

⑵　安佐南区農林建設部維持管理課は，委託料の支払いに当たって，業務履行確認を十分に行ったか。

ア　業務委託契約に係る履行確認について

法第２３４条の２第１項では「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては，当該普通地方公共団体の職員は，政令の定めるところにより，契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と，また，法施行令第１６７条の１５第２項では「法第２３４条の２第１項の規定による検査は，契約書，仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」と，それぞれ規定されている。

これらを受け，広島市においては，広島市契約規則第３５条で「給付の完了につき，契約書等により検査を行わなければならない」旨規定している。

本件業務委託契約に係る契約書においては，広島市委託契約約款第１２条第１項で「受注者は仕様書等に定めるところにより，受注者に対して委託業務実施報告書を提出しなければならない」とされ，第２項で「発注者は，前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して１０日以内に履行を確認するための検査を行うものとする」とされている。

また，その仕様書においては「受注者は，当月分の委託業務報告書を，所定の様式により翌月の５日までに発注者に提出しなければならない」こととなっている。

上記の委託業務実施報告書には，以下の項目を記載することとなっている。

・駐輪場名
・業務実施日
・勤務時間
・業務内容（整理指導，適正な駐車の指導，散乱ゴミの収集，清掃（月１回））の実施状況
・駐車台数調査結果（月２回）
・従事者名

広島市委託契約約款第１２条第２項の検査を行うため，発注者は検査員を任命し，検査員は同条第１項により提出された委託業務実施報告書に記載された内容により，業務が仕様書どおり適切に履行されているかを検査している。

イ　事実関係の確認

法第199条第8項の規定に基づき広島市長に対し提出を求めた次表の関係書類及び同条同項の規定に基づく関係職員への調査により，以下の点が確認された。

（広島市長から次の書類が提出されているが，添付を省略する。）

1　無料駐輪場指導整理業務9月分実施状況報告書
2　長期放置自転車等回収業務に係る自転車等の撤去依頼書（平成25年9月20日）

㋐　平成25年9月20日に，本件委託業務の検査員である安佐南区農林建設部維持管理課森田泰弘主事が長期放置自転車等の回収の確認作業のため本件駐輪場に出向いた際に併せて，本件業務委託契約の目的である「駐輪場の美観風致の維持並びに駐輪場利用者及び隣接道路等利用者の安全の確保」の達成状況等の確認を行ったこと（長期放置自転車等回収業務に係る自転車等の撤去依頼書（平成25年9月20日））。

㋑　平成25年9月（業務を実施しない日曜日及び休日を除く。）中における本件委託業務に関して，広島市及びシルバー人材センターに苦情が出ていないこと（関係職員への調査）。

㋒　平成25年10月4日付けで平成25年9月分の実施状況報告書がシルバー人材センターから広島市に提出されたこと（実施状況報告書）。

㋓　平成25年10月7日に検査員が⑵アの実施状況報告書に記載された内容により，本件委託業務が仕様書どおり適切に履行されているかの検査を行い，仕様書及び実施要領に定められた業務を実施すべき日時に従事者が実施し，また，実施された内容も仕様書に定められた内容となっていることを確認したことに加え，①平成25年9月20日に現地確認を行った際も本件委託業務が適切に実施されていることを確認していたこと，②本件委託業務に関して広島市及びシルバー人材センターに苦情が出てないこと，から本件委託業務が適切に履行されたものと認めたこと（実施状況報告書）。

㋔　検査員の上司が，検査員の検査報告を承認したこと（実施状況報告書）。

ウ　安佐南区農林建設部維持管理課は，委託料の支払いに当たって，業務履行確認を十分に行ったか。

イ㋒，㋓，㋔から，本件委託業務に係る履行確認及び検査については，広島市契約規則及び広島市委託契約約款の規定に基づき適切に処理されており，また，イ㋐，㋑の事実を踏まえ，総合的に判断すると，本件委託業務に係る履行確認は十分に行われたと認められる。

2　結論

以上のとおり，請求人の主張に理由はないことから，本件措置請求について請求を棄却する。